

# 欧米並みのオペラ・バレエ環境をつくるために、皆さまのご支援が必要です。

芸術文化は水や空気のように人類にとってなくてはならないもの。人々の生活に潤いを与え、心を豊かにするために、医療や福祉などと同じく、芸術文化にも寄付が必要です。国からの文化支援が期待できない今、NBSはオペラ・バレエのより良い環境づくりをめざして、欧米の芸術団体のように本格的にファンドレイジング(寄付金募集)に取り組んでまいります。



財団法人日本舞台芸術振興会(NBS)は、世界一流のオペラやバレエ、オーケストラを招聘する一方、東京バレエ団の国内外の公演を通じて、わが国の音楽、舞台芸術の普及向上に努めてまいりました。しかしながら、国からの文化支援を期待できる状況ではなく、昨今の制作費の高騰をはじめとして、舞台芸術を取り巻く環境はますます厳しくなっております。そこでNBSでは、文部科学大臣より特定公益増進法人に認定されたのを機に、欧米の芸術団体のように本格的にファンドレイジング(寄付金募集)に取り組み、これまで以上にわが国の舞台芸術の普及向上に寄与したいと念願しています。今後、いっそう当財団の活動にご理解を賜るとともに、舞台芸術を愛する皆さまからのご支援を切にお願い申し上げます。



## 日本の芸術文化普及・向上のためにご寄付を!

### 【現状】

公的支援の後退と制作費の上昇による入場料の高騰と公演数の減少  
外来オペラ団・バレエ団の来日ラッシュによる入場料収入・スポンサー収入の減少  
廉価な外来オペラ団・バレエ団による市場の混乱が芸術の質的低下を招来

皆さまのご寄付

### 【展望】

チケット料金の引き下げ  
日本全国における公演回数の増加  
一流の芸術団体・アーティストのより積極的な招聘

# NBSはこのたび「特定公益増進法人」に認定されました。 これを機に、皆様からのご寄付をもとに、 さらに積極的にオペラ・バレエの普及向上に取り組んでまいります。

## ご寄付の必要性

舞台芸術から受ける感動の記憶は、生涯の財産になるものです。情操豊かな潤いのある生活のために、一人でも多くの方々にこの感動を体験してもらいたいと願っています。NBSはこれまで海外から一流芸術団体を紹介するとともに、東京バレエ団を通して、国内の芸術文化の普及向上に努めてきましたが、この活動を維持し、さらに発展させるために、皆さまからのご支援がぜひとも必要です。

## ご寄付は税制上優遇

一般の寄付金は税制上の優遇がありませんが、「特定公益増進法人」として認可されたNBSへのご寄付は、所得控除の対象となります。

## 特典があります

ご寄付をいただきますと、様々な特典が受けられます。

【特典1】NBSホームページやプログラムへのご芳名の掲載(希望者のみ)

【特典2】指定公演チケットの優先予約のご案内

【特典3】指定公演チケットの割引のご案内

【特典4】指定公演のゲネプロ(舞台総稽古)へのご招待

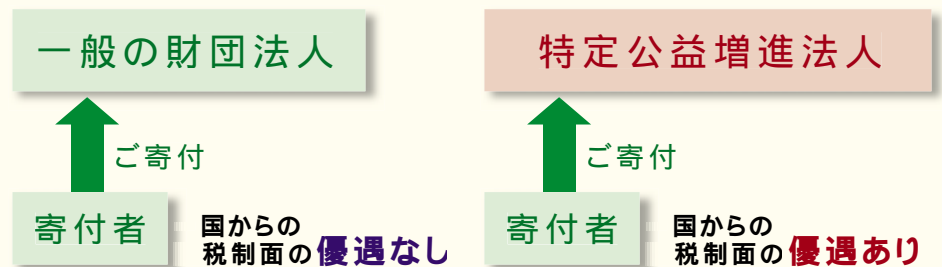
ご寄付の額により特典は異なります。

## これからのNBSの目標

- 海外で高い評価を得ていて、わが国の舞台芸術の世界に刺激を与えられる新しい作品、才能豊かな若いアーティスト、芸術団体などを積極的にわが国の観客に紹介する。
- 現行の入場料を少しでも引き下げるとともに、若い世代が手軽に鑑賞できる学生券を積極的に設けるなど、舞台芸術を身近に楽しんでいただける環境をつくる。
- より多くの人々に良質の舞台芸術に接していただけるよう、東京のみならず全国各地での公演回数を増やす。
- 当財団が運営する東京バレエ団の質的向上を目指すとともに、上演レパトリーの拡充、国内・海外ツアーの推進、人材育成、バレエ普及向上のため東京バレエ団の運営基盤を強化する。

## 特定公益増進法人とは

わが国では、国や地方公共団体、公益法人などに対する寄付を促進させるために、寄付者に対して税制上の優遇措置が講じられております。このたびNBSが公益法人の中でも「特に公益の増進に著しく寄与するもの」として、文部科学大臣より「特定公益増進法人」に認定されたことにより、NBSに対する寄付者については優遇措置が認められることとなります。



## 個人のご寄付の場合

### 税金の実質負担について

#### 所得控除の取扱い(例)

特定公益増進法人への寄付金の一部が所得控除の対象となります。

#### 例えば：年間所得1,000万円の個人の方の場合

所得額(寄付金控除前)を1,000万円、また、NBSへの寄付金を300万円とし、寄付金控除以外の所得控除はないものとします

寄付金控除限度額299万円 = 所得1,000万円 × 30% - 1万円

寄付しなかった場合

所得1,000万円 × 税率  
税金 = 276万円

特定公益増進法人に  
寄付した場合

(所得1,000万円 - 寄付299万円)  
× 税率  
税金 = 167万円

**その差は109万円にもなります**

300万円の現金寄付を行っても、寄付に伴う税金減少額を考えると、実質的なご負担は約63%の191万円(300万円 - 109万円)となります。

## 個人会員の特典

### 『パルナソス』(維持会員)1万円から

当財団ホームページにご芳名を掲載し、ご支援をご紹介します。(希望者のみ)

### 『ミュージズ』(支援会員)5万円から

当財団ホームページと全主催公演のプログラムにご芳名を掲載し、ご支援をご紹介します。(希望者のみ)

当方指定公演のチケット割引をご案内いたします。

### 『アポロン』(特別会員)25万円から

当財団ホームページと全主催公演のプログラムにご芳名を掲載し、ご支援をご紹介します。(希望者のみ)

全主催公演の優先予約ならびにチケット割引をご案内いたします。

当方指定公演のゲネプロ(舞台総稽古)にご招待いたします。

特典の有効期間はお申し込みから1年間といたします。

## 法人のご寄付

法人の場合、一般の寄付に比べ2倍の額が損金として算入できる税制上の優遇措置が受けられます。詳しくはお問い合わせください。

ご寄付についての  
お問い合わせは  
右記までお気軽にどうぞ!

**NBS**

財団法人日本舞台芸術振興会 支援業務室

〒153-0063 東京都目黒区目黒4-26-4

TEL 03-5721-8000(平日10:00~18:00 / 土曜10:00~13:00)

info@nbs.or.jp